

エクスゲートでんき重要事項説明書【高圧・特別高圧 完全市場連動型プラン】

エクスゲートでんき【高圧・特別高圧】 重要事項説明

契約に関する重要なお知らせです。ご利用にあたっては、以下の重要事項をよくお読みください。

電気事業法第2条の13にもとづく重要事項は当該書面のとおりとなります。

必ずお読みいただき十分ご理解いただいたうえでお申込みいただきますようお願い申し上げます。

■特にご注意いただきたい事項

【契約期間】

電力需給契約の契約期間は、別に定める場合を除き、当社からの供給開始の日から1年後の日の属する月の末日までとします。ただし、当該契約期間の満了に先立ち、契約期間満了日の3ヶ月前までにお客さままたは当社のいずれからも相手方に対して電力需給契約の変更または終了の旨の書面による申し出がない限り、電力需給契約は契約期間満了の翌日以降1年間更新されるものとし、以後も同様とします。

【請求金額等のご案内】

お客さまへのご案内その他事項は、弊社HPの「お知らせ」にて、また月々の料金・使用電力量等は、WEBマイページからご確認願います。必ずお読みいただき十分ご理解いただいたうえでお申込みいただきますようお願い申し上げます。

・複数の電気ご使用場所を契約いただく場合、各ご使用場所の料金を一つの請求に取りまとめて(合算して)ご請求いたします。

・お客さまの事情により口座振替による支払いができない場合は、当社が指定した金融機関等を通じて支払期日までに払い込みによりお支払いいただきます。(当社から振込用紙等はお送りいたしません。振込手数料はお客さまのご負担となります。)

【解約等のご案内】

お客さまがこの供給条件にもとづく電気の使用を解約しようとされる場合は、希望解約日の3ヶ月前までに当社へ書面にて通知していただきます。なお、希望解約日は原則として検針日とし、解約申込月の次月から3ヶ月後の検針日を解約日とします。また、お客さまが施設の閉鎖等により解約(廃止)される場合も同様に、3ヶ月前までに当社に書面で通知していただきます。

・需給開始後、または契約電力増加後1年に満たないで需給契約を解約(廃止)または契約電力を減設される場合は、それまでの期間の料金について、さかのぼって、当該料金の20%を割増した料金との差額を精算金として申し受けます。

【サービス名称】 エクスゲート でんき高圧プラン

【サービス提供者】株式会社エクスゲート

1.需給開始予定年月日

株式会社エクスゲート(以下、当社といいます。)が電気需給申込書を受領した日が属する月の3月後の1日として、具体的には別途協議いたします。

2.需給契約の申込み

お客さまが新たに電気の需給契約を希望される場合は、あらかじめ当社の電気需給約款[高圧・特別高圧](以下、需給約款といいます。)およびお客さまの需要場所を供給区域とする一般送配電事業者(以下、当該一般送配電事業者といいます。)の託送供給等約款ならびにその他の供給条件(以下、託送約款等といいます。)における需要者に関する事項を遵守することを承諾のうえ、原則として当社所定の様式によって申込みをしていただきます。

3.需給契約の成立および契約期間

(1)需給契約は、申込みに対して当社が供給の意思表示を行なったときに成立いたします。

(2)契約期間は、特段の定めがない限り、次によります。

・需給契約が成立した日から、料金適用開始の日が属する年度(4月1日から翌年の3月31日までの期間をいいます。)の翌年度3月の計量日の前日までといたします。ただし、4月1日を料金適用開始の

日とする場合の契約期間の満了日は、料金適用開始の日が属する年度の末日までといたします。

・契約期間満了日の3ヶ月前までにお客さままたは当社から別段の意思表示がない場合は、需給契約は、契約期間満了後も1年ごとに同一条件で継続されるものといたします。

4.供給電圧および周波数

託送約款等に定めるところによるものといたします。

5.契約電力

契約電力は次によって定めます。

①契約電力が500キロワット以上の場合

契約電力は、使用する負荷設備および受電設備の内容、同一業種の負荷率等を基準として、お客さまと当社との協議によって定めます。

②契約電力が500キロワット未満の場合

各月の契約電力は、原則として(契約変更等の異動等がない場合)その1月の最大需要電力と前11月の最大需要電力のうち、いずれか大きい値といたします。

③その他

契約電力が500キロワット未満の需要として電気の供給を受けているお客様の最大需要電力が500キロワット以上となる場合は、契約電力を①によってすみやかに定めることとし、それまでの間の契約電力は②によって定めます。

6.電気料金単価について

基本料金単価および電力量料金単価は、見積書に記載のとおりといたします。

7.請求金額の計算方法等

①請求金額等のご案内

月々の料金は、請求書にてお知らせいたします。

②料金等の計算方法

(1)基本料金

約款第8条常時供給電力によって定めます。

(2)電力量料金

電力量料金は、以下の(a)、(b)および(c)それぞれの算定式によって求められる金額の総額とします。なお各号の金額の単位は0.01円とし、その端数は小数第3位以下を切り捨てるものとします。

(a) 使用電力量 × 供給管理単価(※1)

(b) 30分コマ(※2)ごとの使用電力量 × 各30分コマに対応するエリアプライス(※3) ÷ (1 - 損失率(※4)) × (1 + 消費税率)

(c) 使用電力量 × JEPXが定める約定量 1kWhあたりのスポット取引売買手数料(約定量従量制)(※5) ÷ (1 - 損失率(※4)) × (1 + 消費税率)

※1:「供給管理単価」とは、各需要場所の属する地域を管轄する当該一般送配電事業者が託送供給等約款にて定める託送料金のうち、電力量料金の単価を指し、その単価に新たに容量拠出金、乙の定めた管理費をインクルードしたものを指します。

※2:「30分コマ」とは、1日を毎時0分から30分までと毎時30分から0分までの48個に区切った30分単位を指すものとします。

※3:「エリアプライス」とは、JEPXのスポット市場取引における、当該一般送配電事業者の供給区域の30分コマごとのエリアプライスを指すものとします。

※4:「損失率」とは、各需要場所の属する地域を管轄する当該一般送配電事業者が託送供給等約款にて定める損失率を指すものとします。

※5:N月の検針日からN+1月の検針日の前日までの期間において使用される電気の料金には、N+1月の検針日の前日が属する月のスポット取引売買手数料(約定量従量制)が適用されるものとします。

ただし、基本料金は、力率割引または割増しをする場合は、力率割引または力率割増しをしたものといたします。なお、まったく電気を使用しない場合(予備電力によって電気を使用した場合を除きます。)の基本料金は、半額といたします。お客様がアンシラリーサービスを受ける場合で、当該一般送配電事業者と連系契約を締結しないときは、当社は、料金とあわせてアンシラリーサービス料を申し受けます。その他、お客様が料金等を支払期日を経過してなお支払われない場合には、当社は、支払期日の翌日から支払いの日までの期間の日数に応じて延滞利息を申し受けます。

③料金等の算定期間

料金およびアンシラリーサービス料の算定期間は、託送約款等に定める計量期間、検針期間(以下、計量期間等といいます。)といたします。

ただし、電気の供給を開始し、または需給契約が消滅した場合の料金およびアンシラリーサービス料の算定期間は、開始日から開始日を含む計量

電気需給契約における重要事項【高圧・特別高圧】

申込受付時用

期間等の終期までの期間または消滅日の前日を含む計量期間等の始期から消滅日の前日までの期間といたします。

④使用電力量の算定

使用電力量は、30分ごとに、需給地点で計量された電力量といたします。料金の算定期間の使用電力量は、30分ごとの使用電力量を、料金の算定期間において合計した値といたします。なお、計量器の故障等によって使用電力量または最大需要電力を正しく計量できなかつた場合には、原則として当該一般送配電事業者および当社との協議によって定めます。

⑤料金等の支払義務および支払期日

料金等の支払義務は料金等の算定期間の翌日に発生し、支払期日は支払義務発生日の翌日から起算して30日目といたします。

8.料金等その他の支払方法

(1)料金については毎月、工事費用負担金その他についてはその都度、当社が指定した金融機関等を通じて支払っていただきます。

なお、料金の支払いを当社が指定した金融機関等を通じて行われる場合は、次によります。

イ お客様が指定する口座から当社の口座へ毎月継続して料金を振り替える方法を希望される場合は、当社が指定した様式によりあらかじめ当社に申し出でていただきます。

ロ お客様が料金を当社が指定した金融機関等を通じて払い込みにより支払われる場合には、当社が指定した様式によりあらかじめ当社に申し出でていただきます。

ハ お客様が当社の指定するクレジット会社との契約にもとづき、そのクレジット会社に毎月継続して料金を立替させる方法により当社が指定した金融機関を通じて払い込みにより支払われる場合は、当社が指定した様式によりあらかじめ当社に申し出でていただきます。

(2)お客様が料金を(1)イ、ロまたはハにより支払われる場合は、次のときには当社に対する支払いがなされたものといたします。

イ(1)イにより支払われる場合は、料金がお客様の指定する口座から引き落とされたとき。

ロ(1)ロにより支払われる場合は、料金がその金融機関等に払い込まれたとき。

ハ(1)ハにより支払われる場合は、料金がそのクレジット会社により当社が指定した金融機関等に払い込まれたとき。

(3)料金については、当社は、当社に特別の事情がある場合で、あらかじめお客様の承諾をえたときには、(1)にかかわらず、当社の指定する支払期ごとに支払っていただくことがあります。

◆他社提供サービスの代行請求について

当社は、お客様がご利用になる一部のオプションサービスについて、他社が提供するサービスであっても、当社が利用料金を代行して請求する場合があります。

この場合、当該オプションサービスの内容・提供条件・サポート対応等は、各サービス提供事業者の定める規約に基づき行われます。

当社は請求代行のみを行うものであり、サービス提供事業者による提供内容・品質・不具合等についての責任は負いかねます。

ただし、一部のサービスについては、当社独自の特別条件やサポート体制を設けている場合があり、その場合は当該条件に従い対応いたします。

また、当社はお客様が申し込まれる各種サービスの提供に際し、サービス提供に必要な情報(契約の事実等)を、お客様に代わって各サービス提供元へ提供いたします。

提供された情報は、各社のプライバシーポリシーに基づき、適切に管理・利用されます。

当社および各サービス提供元のプライバシーポリシーは、当社ホームページならびに各サービス提供元のホームページにてご確認いただけます。

なお、当社規定により、支払い期日を過ぎてもお支払いの確認が取れない場合や、その他当社が不適切と判断した場合には、サービスの提供を停止または契約を解除することがあります。

9.需給契約の変更

お客さまが電気の需給契約の変更を希望される場合は、「2.需給契約の申込み」および「3.需給契約の成立および契約期間」等に定める新たに電気の需給契約を希望される場合に準ずるものといたします。ただし、契約期間については、変更されないものといたします。

10.需給契約の廃止

当社からの申し出により需給契約を解約する場合を除き、契約期間中の需給契約の廃止はできません。

ただし、お客さまが施設の閉鎖等により需給契約を廃止しようとする場合は、原則として廃止希望日の3ヶ月前までに需給契約の廃止期日を定めて当社に書面で通知していただきます。

11.廃止または変更にともなう料金および工事費の精算

お客さまが、契約電力を新たに設定された日(需給開始日)、または増加された日以降1年に満たないで需給契約を廃止しようとした場合は減少しようとされる場合には、当社は、需給約款に定める方法により、料金(それまでの期間の料金について、さかのぼって、当該料金の20%を割増したものと適用いたします)および工事費をお客さまに精算していただきます。ただし、非常変災等やむをえない理由による場合を除きます。

12.当社の申し出による需給契約の解約

次の場合等には、需給契約を解約することがあります。

なお、この場合には、解約日の15日前までにその旨をお客さまにお知らせいたします。

- ・託送約款等に定める接続供給が停止される場合に該当することが明らかになったとき
- ・お客さまが料金を支払期日を経過してなお支払われない場合
- ・お客さまが他の需給契約(既に消滅しているものを含みます。)の料金を支払期日を経過してなお支払われない場合
- ・需給約款によって支払いを要することとなった料金以外の債務(延滞利息、契約超過金、違約金、工事費負担金等相当額その他、需給約款から生ずる金銭債務をいいます。)を支払われない場合
- ・料金の変更について協議が整わなかった場合

13.託送約款等の遵守

計量器の検針または計量値の確認、需給地点に至るまでの供給設備または計量器等需要場所内の電気工作物(引込線、計量器等をいいます。)の設計、施工(取付けおよび取外しを含みます。)、改修または検査等を実施するために、当該一般送配電事業者、当該一般送配電事業者が委託した事業者または当社が、お客さまの土地または建物に立ち入らせていただくことがあります。この場合には、正当な理由がない限り、立ち入ることおよび業務を実施することを承諾していただきます。なお、お客さまのお求めに応じ、係員は、所定の証明書を提示いたします。

14.適用料金率の変更

(1)法令の改正により消費税および地方消費税の税率が変更された場合には、契約満了日前であっても、当社は変更された税率にもとづき適用料金率を変更させていただきます。

(2)当社は、みなし小売電気事業者(2016年3月31日時点において電気事業法により一般電気事業者と規定されていた小売電気事業者)のうち、お客さまの需要場所を供給区域としていた小売電気事業者(以下「当該小売電気事業者」といいます。)が公表する電気の供給に係る約款等の改定により当該小売電気事業者の料金が改定された場合は、適用料金率を変更することができるものとします。

(3)前項に定める以外の場合で、次に掲げる事情変更が生じた場合には、適用料金率を適当な水準に見直すため、お客さまと当社にて協議するものといたします。

・国内の電力事情および当社の事業環境における急激な変化(法令や制度の変更、発電用燃料費の高騰、一般社団法人日本卸電力取引所における取引価格の高騰等)が生じ、その状態が解消される見込みが立たない場合

・お客さまが本契約の締結に先立って当社に提出した本契約期間中の電気の需要予測(これがない場合は、過去一年間の電気の需要実績を需要予測とみなすものといたします。)とお客さまの実際の電気の需要量が大幅に乖離した場合

(4)前項の協議が不調のまま推移した場合、当社は、契約期間の満了前であっても、協議の開始日から2月を経過した時をもって本契約を解約できるものとし、この場合、お客さまは他の小売電気事業者へ電気供給を申込み、当社はその手続に必要な協力をを行うものとします。

15.その他

・電気需給契約における重要事項[高圧・特別高圧]は、お客さまとの電気需給契約上特に重要となる事項を抜粋したものとなります。ご契約の詳細につきましては、需給約款によります。

・当社は、需給約款の内容を変更することができます。この場合、電気料金その他の供給条件は、変更後の電気需給約款[高圧・特別高圧]によります。また、需給約款の内容は、当社ホームページで確認することができます。

・電気事業法施行規則第3条の12第1項各号に規定する事項を変更する場合は、当社は、原則としてその変更の内容のみをお客さまにお知らせいたします。

・再生可能エネルギー特別措置法第17条第1項の規定により認定(減免認定)を受けている場合(または新たに認定を受けた場合)はお客さまから当社にその旨を申し出いただきます。

・当社は、お客さまからの申込みによりお客さまとの契約内容を変更する場合および契約期間の満了により同一条件で更新する場合は、書面の発送や電磁的方法等により、変更または更新後の契約内容をお知らせいたします。

・お客さまおよび当社は、電気需給契約の締結により知りえた情報について、守秘義務を遵守するものとします。ただし、お客さまおよび当社の業務運営上とくに必要な場合または、行政、司法機関その他正当な法令上の権限を有する官公署から情報開示を要求された場合は、この限りではありません。

・当社は、お客さまに対する電気の供給にあたり必要となる需給管理業務等を、第三者に委託できるものとします。

16.容量拠出金

■容量拠出金反映額

容量拠出金反映額は、容量市場における供給力の取引に関して当社が負担する容量拠出金について、この容量拠出金に相当する額として当社が定める以下の金額を、電力供給契約ごとに一律でご請求するものをいいます。なお、容量拠出金反映額に上限はありません。

容量拠出金反映額の算定方法は以下の通りです。

容量拠出金反映基礎額※ + 容量拠出金反映調整額※

※容量拠出金反映基礎額:

広域機関より開示される容量拠出金の見込金額をもとに、当社が年度(毎年4月の計量日から翌年4月の計量日の前日までの期間)分として供給区域ごとに算出し設定する金額に消費税相当額を加えたものとします。

※容量拠出金反映調整額:

容量拠出金反映額として当社がお客さまに請求した金額から、当社が広域機関より請求される容量拠出金

の金額を引いた金額(以下「容量拠出乖離額」といいます。)をもとに、その調整の大元となる容量拠出金反映額の請求を受けたお客さまか否かに関わりなく、各月の計量日から翌月の計量日の前日までの算定期間分として供給区域ごとに定める金額に消費税相当額を加えた金額とします。当社は、容量拠出金反映調整額の加減算により、発生した容量拠出乖離額に係る調整を行うことができるものとします。

なお、各算定期間にて適用する容量拠出金反映基礎額および容量拠出金反映調整額は、当社ホームページのほか、当社が適当と判断した方法にて公表をいたします。

17.再生可能エネルギー発電促進賦課金

■再生可能エネルギー発電促進賦課金

再生可能エネルギー発電促進賦課金は、**その1月の使用電力量に、以下に定義する再生可能エネルギー発電促進賦課金単価を乗じた金額とします。**なお、この場合の計算における合計金額の単位は、1円とし、その端数は、切り捨てます。

再生可能エネルギー発電促進賦課金単価:

再生可能エネルギー特別措置法第36条第2項に定める納付金単価に相当する金額とし、再生可能エネルギー電気の利用の促進に關

する特別措置法第三十二条第二項の規定に基づき納付金単価を定める告示(以下「納付金単価を定める告示」といいます。)およびインバランスリスク単価等を定める告示により定めます。再生可能エネルギー発電促進賦課金単価は、当該再生可能エネルギー発電促進賦課金単価に係る納付金単価を定める告示がなされた年の4月の計量日から翌年の4月の計量日の前日までの期間に使用される電気に適用いたします。

18.各種お手続き・お問い合わせ

・契約内容の変更・解約、お問い合わせは、050-3160-2223までご連絡下さい。

なお、停電時のご連絡先は当社のホームページおよび、「Eneでんき」のWebサービス等でご案内いたします。

◆電話によるお手続き・お問い合わせ

株式会社エクスゲート

電話番号:050-3160-2223

(携帯電話、PHSもご利用いただけます)

[受付時間:11:00~19:00](年中無休)

※年末年始、メンテナンス日を除く。

◆書面によるお手続き・お問い合わせ

株式会社エクスゲート

〒163-1325

東京都新宿区西新宿6-5-1新宿アイランドタワー25階